

インターネット定期預金（旧イオンコミュニティ銀行）規定

この規定は株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）と株式会社イオンコミュニティ銀行との合併にともないインターネット定期預金（旧イオンコミュニティ銀行）規定（以下「規定」といいます。）を新設するとともに、各条項にかかわらず、以下1～4を優先して取り扱うものとしします。

- 1.この規定は、お客さまと当行における預金取引のお取り扱いについて定めるものです。お客さまがインターネット定期預金（旧イオンコミュニティ銀行）（以下「預金」といいます。）をご利用される場合は、この規定に同意したものととして取り扱うものとしします。
- 2.平成24年3月31日以降この預金の新規預入れはご利用いただけません。
- 3.平成24年3月31日以降インターネットでの残高照会ならびに変更手続はご利用いただけません。
- 4.この預金にはイオン銀行取引規定集の規定は適用されません。

第1条 規定の目的

この規定は、この預金取引に関する基本事項およびお客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。お客さまはこの規定を承認のうえ当行所定のインターネット定期預金申込欄に必要事項を入力し、当行所定の必要書類を添えてお申込みになり、当行からの確認書を返送いただき、当行がこれを受領し認めた場合に限り預金取引を開始することができます。

第2条 預金の内容と取り扱い

- (1) 当行が取り扱う預金は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）から引き継いだ預金ならびにイオンコミュニティ銀行において新規に預入れられる満期自動継続型および満期自動解約型の1年定期預金としします。このうち日本振興銀行から引き継いだ預金（自動継続を含みます。ただし、事業譲渡日前日までにされたものに限ります。）は、第5条に定める取り扱いによるものとしします。お客さまは、申込にあたり、元利自動継続型、元金自動継続型、満期自動解約型（以下「満期時の取り扱い」といいます。）のいずれかを指定するものとしします。
- (2) 前項で指定した満期時の取り扱いを変更するときは、満期日（継続したときはその継続後の満期日）の5営業日前までに、申し出るものとしします。
- (3) この預金の預入期間10年自動継続型は、満期日（継続日）に、預入期間5年の預金として自動継続します。
- (4) この預金の預入れは当行所定の金額以上1円単位としします。当行は、手形、小切手、配当金領収証その他証券類の受入れはいたしません。
- (5) この預金は、振込みによる金銭が当行の指定した預金口座に入金された日に遡って作成されます。ただし、申込欄に記載の金額に満たない場合には預金預入れとはみなしません。
- (6) この預金は申込内容を記載した確認書が、お客さまのもとに到着し、当該確認書が当行に返送されたことにより成立するものとしします。
- (7) 上記(4)項の振込みにかかる手数料はお客さまが負担するものとしします。
- (8) 当行はこの預金にかかる「定期預金新規ご契約のお知らせ」を発行のうえ、お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて送付するものとしします。

- (9) 当行はこの預金にかかる通帳、証書を発行しません。
- (10) この預金は、少額貯蓄非課税制度の取り扱いはいたしません。
- (11) この預金は、12 歳以下の方の申込みは受け付けません。
- (12) お客さまに補助・保佐・後見が開始されている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合、この預金の申込みは受け付けません。
- (13) 法人（みなし法人、その他自然人以外の法人格をいいます。）の申込みは受け付けません。

第3条 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預金が成立した時点（継続したときはその継続日）における当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。
- (2) 付利単位は1 円とし、1 年を365日として日割りで計算します。この場合、計算結果に1 円未満の端数があるときは切り捨てます。
- (3) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、満期日に、元利自動継続型については元金に組入れてこの預金として継続し、元金自動継続型については利息のみ、満期自動解約型については元金と利息ともにお客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお客さま名義の預金口座（以下「お受取口座」といいます。）へ入金することにより支払います。
- (4) この預金については、中間利払いはいたしません。

第4条 満期日前解約

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を満期日前に解約することを希望する場合、お客さまは当行所定の書式により解約希望日の5営業日前までに届け出るものとします。
- (3) 満期日前解約における利息は、当行が定める約定利率の70/100（＝約定利率×70％、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

第5条 日本振興銀行から引き継いだ預金の取り扱い

- (1) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日（平成22年9月10日）以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金には、日本振興銀行からの事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行の預金規定が、事業譲渡日以降の期間については当行のこの規定が適用されるものとします。また、破綻日翌日以降に預入（破綻日翌日以降の自動継続を含みます。）された預金については、日本振興銀行の預金規定が適用されます。
- (2) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の利息の計算にあたっては、事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行において預入されたときの預金利率が、また事業譲渡日以降満期日前日までの期間については当行所定の約定利率が適用されます。
- (3) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の満期日前解約における利息は、事業譲渡日前日までの期間については当初預入日における日本振興銀行の預金規定に基づき計算し、事業譲渡日以降解約日前日までの期間については当行が定める約定利率の70/100（＝約定利率×70％、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、この方式によって計算された利息額が、預入された預金利率を適用した破綻日までの利息額を下回るときは、後者の利息額とします。

第6条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条各号いずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条各号の1つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第7条 当行による預金解約および口座開設をお断りする場合次の各号の1つにでも該当した場合には、当行は口座開設をお断りし、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引を停止、またはお客さまに通知することにより、この預金口座を解約または継続手続を停止し、払出しをすることができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

- (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- (2) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、またはお客さまがこの規定に違反した場合
- (4) 当行が別途定める「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」を踏まえ、口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (5) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これら準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 本人が自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

第8条 預金の払戻方法

- (1) この預金を満期日をもって払出すときは、満期日に元金を利息とともにお客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお受取口座に振込入金することにより支払います。満期日が銀行法に定める銀行の休業日にあたる場合は翌営業日に同様に支払うものとし、この場合、満期日以降は付利しません。

- (2) この預金が満期日前に解約される場合には、解約日に預金額を第4条により計算した利息とともにお受取口座に振込入金することにより支払います。
- (3) 本条に定める当行からの支払いに係る振込手数料は当行が負担するものとします。
- (4) 当行は、随時お客さまについて本人確認手続およびお受取口座の保有者確認手続を行うことができ、お客さまはこれに協力するものとします。かかる確認手続が完了するまで当行は利息を付すことなく、この預金および利息の支払いを留保することができ、または第11条に基づく照会には応じないことができるものとします。

第9条 届出事項

- (1) お客さまは、インターネットからの申込みにあたり、当行所定の申込欄に、氏名、住所、生年月日、お受取口座その他当行が定める事項を届け出るものとします。
- (2) 当行より送付する定期預金申込確認書については、内容確認のうえ自署押印し返送するものとします。
- (3) 返送された確認書に押印された印章をもって、変更、解約支払い等の預金取引に使用するものといたします。
- (4) 印章、氏名、住所、電話番号その他届出事項に変更があったとき、および印章紛失・パスワード忘れの場合は、直ちに連絡の上、当行所定の書式によって届け出るものとします。この届出以前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (5) インターネット定期預金の手続等に使用するパスワードを忘れた際には、当行所定の手続により新しいパスワードを再登録していただきます。
- (6) お客さまは、パスワードを他人に知られないよう管理するものとします。
- (7) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行に届け出てください。
- (8) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を当行に届け出てください。
- (9) すでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行に届け出てください。
- (10) お客さまの成年後見人等または任意後見監督人について、補助・保佐・後見が開始された場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届け出てください。
- (11) 前4項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行に届け出てください。
- (12) 前5項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 印鑑照合

諸届その他の書類に使用された印影を確認書の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いたう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 取引に関するご照会

インターネット定期預金にかかる照会は、インターネット上のお客さま専用ページよりパスワードを用いて照会するものとします。インターネットによらずに残高その他この預金取引に関する照会がなされた場合には、当行は所定の手続によりご本人の確認を行います。電話による照会など本人確認が行えない場合には、届出の氏名、住所にあてて取引明細をお送りする方

法で対応するものとします。

第12条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送送するほか、お客さまへ電子メールならびにお客さま専用ページに設けられたご連絡メッセージにて、個々にご案内いたします。当行が通知または送付書類を送送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第13条 譲渡、質入れの禁止

この預金、預金契約上の地位その他この預金取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることその他の処分をすることはできません。但し当行が承認した場合はこの限りではありません。

第14条 当行による相殺

期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当行に債務を返済しなければならない場合は、その債務とお客さまのこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行は相殺することができるものとします。

第15条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が生じたものとして、相殺することができます。この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は届出の印鑑を押印した書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充當の順序、方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、お客さまの指定にかかわらず、自働債権となる預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序、方法により充當するものとします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証等の状況等を考慮して順序、方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは要しないものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第16条 手数料

この預金取引にかかる諸手数料は当行が別途定めるとおりとします。当行は諸手数料を改定または新設することがあります。

第17条 規定の改定

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
2020.2.20